議案第四十一号

三朝町消防審議会条例の制定について

次のとおり粂例を制定することについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第九十六条第 項の規定により、 本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月二十二日

三朝町長

坂 出

雅 E

昭四拾 四年参月 露式日 万季可沙

矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝 MJ 消 防 鎏 設会条

(設 置)

条 三朝町 .消 防 团 の組織及び運営 VC 男 L 町長 Ø 鹆 間 に応ずるため、 地方自治法

(昭 和二十二年法律第六十七号) 第百 十八条の四第三 項の規定に基づき、 三朝

消 防審 證 会 を置く。

(所掌 事 務)

第二条 三朝 町消防審議会 (以下「 審議 会」とい 90 は、 次の各号に掲げる事項

について諮 問 VC 応じ調力 査 審 護する。

三朝町 消 防 団 Ø 組 織 運 営 K 関する事項

三朝 ĐŢ 消 防 団 Ø 設 備 資 材 K 関 する事項

前各号に 掲 げるも Ø のほ か、 特に 一町長 が必要 と認 k) る事

2 諁 会は、 前 項 Ø 誻 問 K 阒 連 する 흌. 項につ いて、 町 長に意見 を述べることが

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから、 それぞれ当該各号に定める数の範囲

内において、町長が委嘱する。

一消防団長

一町議会議員

一人

三 学識経験のある者

三人

前項第二号に規定する者については、町職会の推薦する者を萎弱するものとす

る、

(任 期)

第四条 委員の任期は二年とする。 ただし、 補欠の姿員の任期は、 前任者の残任期

明とする。

2.委員は、再任されることができる。

(会 長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 あらかじめ会長の指名する委員

がその職務を代理する。

(会.競)

第六条審談会の会談は、会長が招集し、会長が競長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の読事は、 出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、 談長の決するとこ

ろによる。

(雑 則)

第七条 との条例に定めるもののほか、審議会の選営に関し必要な事項は、

-等 誤

会

定める。

附

施行期日

則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過規定)

基づき委嘱された審議会の委員とみなす。ただし、 定にかかわらず、 により消防団委員会委員として在任する委員は、との条例第三年第二項の規定に との条例施行の際現に三朝町消防団委員会規程 昭和四十五年三月三十一日までとする。 (昭和三十九年三朝町規則第四号 その任期は、 同条例 第四条の規